

平成20年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成20年3月28日(金曜日)

招集場所 広域連合議会議場(滋賀県厚生会館4階)

会議に出席した議員(23名)

1番 佐藤 賢	2番 松田 一義
3番 川島 信也	4番 富士谷 英正
6番 山田 亘宏	8番 中嶋 武嗣
9番 山崎 甚右衛門	10番 谷畑 英吾
11番 海東 英和	12番 中村 功一
14番 津村 孝司	15番 藤澤 直広
16番 山口 喜代治	17番 宇野 一雄
18番 伊藤 定勉	19番 山崎 義勝
20番 夏原 昭夫	21番 山内 健次
22番 南部 厚志	23番 北村 又郎
24番 岩根 博之	25番 二矢 秀雄
26番 熊谷 定義	

会議に欠席した議員(2名)

7番 國松 正一 13番 平尾 道雄

欠員(1名)

5番

説明のため出席した者の職氏名

副広域連合長	北村 又郎	副広域連合長	井上 正
事務局 長	井上 一夫	事務局 次長	眞野 滋夫
業務課 長	堀部 眞一	総務企画課 長補佐	福井 久
業務課 長 補佐	玉冲 貞彦	総務企画課 長	古川 智一
業務課 長 補佐	望月 英司	主 査	

職務のため出席した者の職氏名

書記 荒川 貴之 主査 小林 露水

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号  
( 滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて )
- 第 4 議案第 2 号から議案第 7 号  
( 平成 2 0 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他 5 件 )
- 第 5 一般質問

## 追加日程

- 第 1 議案第 8 号  
滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

## 会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号  
( 滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて )
- 日程第 4 議案第 2 号から議案第 7 号  
( 平成 2 0 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他 5 件 )
- 日程第 5 一般質問
- 追加日程第 1 議案第 8 号  
滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午後 2 時 0 0 分

## 議事の経過

(開会)

議長(山崎甚右衛門君) (午後 2 時 0 0 分) ただいまから、平成 2 0 年 3 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は、23名、欠席議員は2名でございます。

欠席議員は、國松正一君、平尾道雄君であります。

また、関係市の長でなくなったことから、草津市選出の広域連合議員が1名欠員となっておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布をいたしております議事日程表のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付をしております文書のとおりでありますので、ご了承願いたいと思います。

なお、目片広域連合長から病氣療養中により本定例会に出席できない旨、届出がございましたので、ご報告を申し上げます。

次に、監査委員からの例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりでございます。

(日程第1)

議長(山崎甚右衛門君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、4番、富士谷英正君、6番、山田亘宏君を指名いたします。

(日程第2)

議長(山崎甚右衛門君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衛門君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

議長（山崎甚右衛門君） 日程第3、議案第1号、「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第23番、北村又郎君の退場を求めます。

議長（山崎甚右衛門君） 提案理由の説明を求めます。

副広域連合長（井上 正君） 本日は、議員各位のご参集をいただき、平成20年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたしました。提出議案の説明に先立ちまして、ご報告並びにお断りを申し上げます。

目片広域連合長は、現在、病気療養中でありまして、本日の広域連合議会定例会への出席ができません。

つきましては、議案第1号にかかります提案説明は、私、井上の方から務めさせていただきますので、ご了解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案につきまして、説明をいたします。

議案第1号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第12条第1項の規定により、広域連合には2人の副広域連合長を置くことになっておりますが、滋賀県町村会会長でありました夏原覚副広域連合長が3月17日をもって退任され、欠員が生じておりますので、その後任として滋賀県町村会会長に就任されました北村又郎氏を副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山崎甚右衛門君） 議案第1号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第1号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

23番、北村又郎君の入場を許可します。

議長（山崎甚右衛門君） 議席にて暫時休憩いたします。

（午後2時5分 休憩）

（午後2時7分 再開）

議長（山崎甚右衛門君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、副広域連合長に選任をされました北村副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。北村副広域連合長。

副広域連合長（北村又郎君） ただ今、新たに滋賀県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長に選任をいただきました北村又郎でございます。もとよりかような器ではございませんが、間もなく、後期高齢者医療制度がスタートするこの時期に、副広域連合長という重責を与えられましたことは、まことに身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、皆様方のご指導をいただく中で、目片連合長を支えて、広域連合の発展に精一杯努力をしまいたいと存じます。

皆様の絶大なるご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、広域連合では26市町と綿密に連携・協力しながら、これまで、電算システムの構築をはじめ、保健事業の検討など諸準備を積み重ねてまいりました。また、11月議会では最大の課題である保険料率も設定されたところであります。いよいよ4月1日から後期高齢者医療制度がスタートいたしますが、この制度が円滑に運営できますよう、皆様方のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

本日の議会には、当初予算をはじめ、平成20年度におきます広域連合の各事業を稼働させるための案件についてご審議をお願いいたしておりますが、議員の皆様方には、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、就任に当りましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

（日程第4）

議長（山崎甚右衛門君） 次に、日程第4、議案第2号から議案第7号までを一括議題といたします。

書記をして議件を朗読させます。

書記（荒川貴之君） 議件を朗読いたします。議案第2号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第3号平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成19年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般

会計補正予算(第2号)議案第5号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に関する条例の制定について、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上です。

議長(山崎甚右衛門君) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副広域連合長。

副広域連合長(北村又郎君) ただいま提案いたしました諸案件の説明に先立ちまして、4日後に迫りました制度開始に当たり、後期高齢者医療に関する諸準備が順調に進捗いたしましたことにつきまして、まずは議員各位のこれまでのご支援に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

あわせて、市町の皆様方や県ご当局、国保連合会をはじめ各関係機関に対しまして改めて感謝の意を表するものであります。

それでは、ご審議をいただきます諸案件の概要を説明いたしますとともに、現在の後期高齢者医療制度の施行準備の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

さて、ご承知のとおり、我が国では急速な少子高齢化の進展や経済の低成長への移行など、医療を取り巻く環境が大きく変化するなかで、後期高齢者医療制度は、医療費の公平な負担のもと、将来にわたって国民皆保険制度を維持し、高齢者が安心して医療を受けられ、心身ともに健康で生き生きと暮らすことができる社会を形成していくために創設された制度であります。

この制度の実施に当たり、広域連合では、昨年11月26日の広域連合議会定例会におきまして、2年間の保険料率を決定いただきました、本県では、均等割額は38,175円、所得割率は6.85%で、軽減後の1人当たりの平均保険料の額は63,833円といたしましたところであります。

特に、この保険料率の決定に当たり、本県では、市町のご理解のもと、審査支払手数料を保険料に転嫁せず、市町が負担することにより、被保険者の保険料負担の軽減を図ったところであります。

さて、昨年11月の広域連合議会以降の制度をめぐる動向でございますが、被用者保険等の被扶養者に係る保険料徴収の凍結に関しては、本年2月6日に成立した国の平成19年度補正予算において財源措置がなされたところであり、当広域連合におきましても補正予算に計上し、基金に積立てるべく、今議会に關係条例を上程しているところであります。

また、平成20年度からの診療報酬には、新たに後期高齢者医療制度に関する診療報酬体系が盛り込まれたところであります。

続きまして、現在の準備の状況について、報告いたします。

まず、4月1日の制度開始を迎えるに当たりましては、広域連合電算システムの円滑な稼動が何よりも重要となりますが、昨年8月に電算システム構築のための業務委託契約を締結し、市町と連携を図り、市町からデータの提供を受けながら、検証を繰り返し、特に大きな支障もなく、準備が整ったところであります。

また、後期高齢者医療制度の円滑な実施には、住民の皆様への制度の周知が大変重要であります。このことから、市町や県とも連携を図りながら重点的に広報活動を行ってまいりました。

2月には、制度をわかり易く説明したパンフレットを作成し、被保険者のみならず、県内すべての世帯に配布し、さらに、被保険者証をお送りする際には、制度の内容を説明した小冊子を同封したところであります。

市町や県の広報誌への掲載、医療機関等へのポスターの掲示や路線バスへの車内広告など、きめ細かな広報活動を行ってきたところであり、3月には、制度周知のための政府広報が新聞折込みで各戸に配布されたところであります。

制度の円滑な実施には、住民の皆様のご理解が重要であることから、今後も、引き続き、広報活動に努めてまいることと致しております。

次に、後期高齢者の健診事業につきましても、法律では保険者の努力義務とされておりますが、当広域連合では、健診事業の重要性に鑑み、引き続き、広域連合で実施することとし、その方式については市町に委託し、特定健診の枠組みを活用することで、被保険者の皆様には、これまでと同じ体制で受診していただくこととなったところであります。

なお、特定健診の医療機関委託の集合契約には、後期高齢者の健診についても加えた内容で準備を進めていただいているところであります。

制度の開始まで残すところ4日となりましたが、諸準備につきまして、再度の点検を行い、万全の体制で4月1日に臨みますとともに、制度の開始後も、県内26市町と密接な連携のもと、住民の皆様が安心して医療を受けられる体制を確保し、高齢者の誰もが「滋賀の地域で安心して健やかに暮らせることができる」後期高齢者医療制度の運営に心がけてまいります。今後とも、議員各位の更なるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました案件につきまして説明させていただきます。

今議会には、予算案件3件、条例制定並びに改正案件3件あわせて6件の議案を提出しましたが、特にこれらの案件につきましては、県内26市町と広域連合とが密接な連携を図り、市町の意見を十分に反映しながら策定するため、昨年11月以降、幹事会で議論を重ね、その結果を踏まえて、担当課長会議においてお諮りし、本日、提案させていただいたところであります。

まず、予算案でございますが、議案第2号並びに議案第3号は、平成20年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算並びに特別会計予算でございます。

後期高齢者医療制度の施行初年度を迎えるに当たり、当広域連合では、「後期高齢者医療制度の安心・安定的な運営」を目標に掲げ、平成20年度の予算編成を行ったところであります。

この目標に基づき、平成20年度の予算規模は、一般会計では1億1,500万円、特別会計では990億1,200万円、両会計を合わせて991億2,700万円を計上いたしました。

まず、歳入の主なものについては、国・県・市町による公費負担額の合計額が475億8,700万円、支払基金からの後期高齢者交付金が413億4,400万円、保険料が96億2,200万円となっております。

次に歳出につきまして主な内容を申し上げますと、特別会計の大半は保険給付費で、972億9,300万円に上り、予算総額の98%を占めております。その他には、健康診査にかかる保健事業費が2億3,500万円、審査支払手数料及び事務代行委託料が5億2,000万円、医療費適正化事業費が2,100万円、また、平成21年度の保険給付財源として0.5月分の保険料相当額5億7,300万円を予備費として計上いたしました。

なお、予算編成に当たっては、市町の厳しい財政事情に配慮しつつ、広域連合の人件費等の一般管理経費につきまして、事務事業の進捗を見据えて人員配置の見直しをするなど、平成19年度に比べ、大幅な削減を行ったところであります。

次に、議案第4号は、平成19年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計の補正予算であります。

今回の補正予算は、被用者保険等の被扶養者に係る保険料徴収の凍結に係る国負担分が今年度中に高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金として交付され、臨時特例基金として積立てることとなりましたので、これを歳入として計上し、同額を基金への積立金として



計上するとともに、医療費適正化推進費補助金の増額に伴い、決算見込みに基づき所要の調整をし、5億2,568万円を増額するものであります。

次に、条例案件でございますが、議案第5号は、国の臨時特例交付金を原資として造成することとなります後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置について所要の事項を定める条例を制定するものでございます。

議案第6号は、後期高齢者医療制度の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、平成20年度から後期高齢者医療特別会計を設けることについて、条例を制定するものでございます。

議案第7号は、広域連合が支給する葬祭費について、国民健康保険と同様に、同一の死亡にあっては、健康保険法その他の法律の規定により、これに相当する給付を受けた場合は、支給しないこととするため、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、6件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（山崎甚右衛門君） それでは、それぞれの議案に対し、質疑討論に入りたいと思います。

まず、議案第2号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

その順位は、お手元の議案質疑通告一覧表のとおりです。

10番、谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） 議長のお許しを得まして、議案第2号、平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案について3項目にわたり質疑をいたします。

説明書の7ページであります。まず、歳入、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目後期高齢者医療国庫補助金のところに医療費適正化事業補助金とございますが、この内容がどのようなことを意図した補助金であるのかご説明をいただきたいと思っております。

2点目ですが、説明書の11ページ、歳出、2款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費に臨時職員の経費が計上されておりますが、さきほども副広域連合長の提案説明の中にもございましたが、構成市町から職員派遣を受けた上で、事業を実施していただいておりますが、臨時職員が必要とされる職務は具体的に何であるのかのご説明をお願いいたします。

3点目であります、説明書13ページでございます。歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節に負担金及び補助金がございます、そこにモデル事業補助金とございますが、どのようなことを目的としたモデル事業で、対象や手法はどのようなになっているのかについてご説明をいただきたいと思っております。

以上、3項目について議案内容をただしておきます。

事務局長（井上一夫君） 谷畑議員の平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、医療費適正化事業補助金についてでございますけれども、老人医療費の伸びを適正化をいたしますためにレセプト点検、専門員の研修、また重複頻回受診者等への訪問指導体制の強化など、適正化のための各種事業を充実強化することを目的といたしまして、広域連合が取り組む事業に対します国の補助金でございます。

次に臨時職員についてでございますが、広報活動や広域計画の策定、あるいは電算システム構築が完了したこと等によりまして、市・町等からの派遣職員3名につきまして減員をさせていただきます、一方、定型業務に従事をいたします臨時職員を雇用するものでございまして、一般会計において計上いたしております臨時職員につきましては、旅費または給与等の支給、その他一般庶務に関する事務を行わせる予定をいたしております。

次にモデル事業でございますけれども、市・町を対象にこれまで健康づくりの取り組みですとか実績を踏まえまして、モデル的な実践や医療費適正化の検証を行っていただく事業を考えさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

10番、谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） それでは、議長のお許しを得まして、4月からはじまります後期高齢者医療制度の重要かつ根幹となります議案第3号、平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合特別会計予算案について項目が多岐にわたりますが質疑をいたします。

まず、1点目であります。説明書の9ページでございます。

歳入、1款市町支出金、1項市町負担金におきまして、1目事務費負担金や3目療養給付費負担金につきましては理解できますが、2目保険料等負担金につきましては、「負担金」と称することで、本来広域連合が徴収すべき保険料を代行して徴収している市町に対して、市町が広域連合に義務的に負担しなければならないかのような印象を与えますが、これがなぜ広域連合の本来事業に充てるべき保険料が市町の負担金となるのかについてお伺いしたいと思います。

2点目であります。説明書の10ページでございます。

3款の県支出金についてであります。歳入において、当初期待されておりました滋賀県補助金が少なくなっておりますが、この点について、後期高齢者医療の確保に対する滋賀県の立場を広域連合としてどう考えるべきなのか。また、滋賀県の補助金が少なくなっても被保険者の負担が増えていないかどうか。

さらに、平成19年10月22日に滋賀県知事あてに行われました「後期高齢者医療制度の実施に伴う支援について」の要望に対する県の回答はどのようなもので、広域連合の本格当初予算を編成するに当たって影響がなかったのかどうかについて、ご説明をいただきたいと思っております。

3点目であります。説明書の14ページです。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の臨時職員経費が計上されておりますが、先ほどと同じく構成市町から職員が拠出されていてさらに臨時職員が必要とされる具体的業務が何であるのかということをお伺いいたします。

また、一般会計と特別会計の双方に臨時職員が必要とされる理由についてもお伺いしたいと思います。

4点目でございますが、同じページで同じ、1目一般管理費の事務代行業務委託料2億1,879万5,000円の算出根拠についてお伺いをいたします。

15ページでございますが、歳出、2款保険給付費に移ります。1項療養諸費、1目療養給付費等について961億3,228万1,000円のこの算出根拠についてお伺いをいたします。

次に、同じ療養項目で4目審査支払手数料であります、3億98万3,000円の算出根拠についてお伺いをいたします。

次に、保険給付費の2項高額療養費、1目高額療養費7億3,048万3,000円の算出根拠についてお伺いをいたします。

同じく保険給付費、3項その他医療給付費、1目葬祭費4億2,990万円の算出根拠をお伺いをいたします。

ページを16ページに変わっていただきまして、3款県財政安定化基金拠出金、1項県財政安定化基金拠出金、1目県財政安定化基金拠出金9,032万円の算出根拠をお伺いをいたします。

次に、4款に移っていただきまして、特別高額医療費共同事業拠出金であります、1項特別高額医療費共同事業拠出金、1目特別高額医療費共同事業拠出金1億3,872万7,000円の算出根拠についてお伺いをいたします。

次に、同じく高額医療費共同事業拠出金の中の、2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金188万7,000円の算出根拠をお伺いいたします。

次に、5款に移りまして、保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費2億3,506万8,000円の算出根拠をお伺いいたします。

最後に、一番最後の18ページであります、歳出、8款予備費に5億7,311万3,000円もの金額を置いておられますがこの理由についてお伺いをいたします。

以上、13項目にわたると思っておりますがそのご説明をお願い申し上げます。

議長（山崎甚右衛門君） 事務局長。

事務局長（井上一夫君） 谷畑議員の平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、保険料等負担金についてでございますが、この予算科目につきましては、国が示した予算科目に基づきまして設定をしたものでございまして、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、市町で徴収をしていただいた保険料を広域連合に納付いた

だくそういう意味におきまして、負担金と位置づけられているところでございます。

次に、滋賀県補助金についてでございますが、今回の補助金の減額につきましては、滋賀県の財政構造改革プログラムに基づきまして、単独事業補助金の削減または健診事業について国の地方財政措置が市町になされたところでございまして、広域連合にとりましては、残念な結果となったというふうに考えております。

今後も、この制度運営に当たりましては、県の支援が必要なことから、引き続き、財政支援を含め、要望をしまいにたいと考えております。この県の補助金の削減によります被保険者の負担への影響につきましては、基本的にはないものと考えております。

知事に対します要望の結果についてでございますけれども、結果といたしまして広域連合システムの補助金が半減をいたしますとともに、健診事業につきましては、国の地方財政措置の影響で財政支援がいただけなくなりまして、市町にご負担をお願いしたところでございます。

なお、健診事業にかかります県の財政支援につきましては、本年1月16日にも再度要望を行ったところでございますけれども、残念ながら叶わなかったというところでございます。

次に、臨時職員についてでございますけれども、先ほどの一般会計におきましても申し上げましたとおり、広報活動や広域計画の策定、電算システム開発の完了などによりまして、市町等からの派遣職員を3名減員させていただきます。

一方、定型業務に従事する臨時職員を雇用するものでございます。特別会計の臨時職員につきましては、年間8,500件余りの葬祭費等の支払事務を担当させる予定をいたしております。

次に、事務代行業務委託料についてでございますが、高額療養費の算定などの電算処理業務、資格台帳処理、医療費通知などの業務を国保連合会に委託するものでございまして、国保連合会と協議をいたしまして、レセプト1件当たり60円、医療費通知1件当たり72.58円で算出をさせていただいているものでございます。

次に、療養給付費についてでございますが、平成20年度は、制度施行の初年度でありますことから、4月診療から2月診療の11カ月分を対象といたしまして、約961億円余りを見込ませていただいております。

その内訳につきましては、医科、歯科等の療養給付費が約952億2,000万円、補装具等の療養費が約8億8,000万円となっております。

次に、審査支払手数料についてでございますが、国保連合会と協議をいたしまして、合意を得ましたレセプト1件当たり96円に、平成18年度のレセプト件数に受給者数の伸びを見込んで算出をさせていただいたところでございます。

次に、高額療養費についてでございますが、平成18年度の実績をもとにいたしまして、6月から3月までの10カ月分を対象として、年間10万件余りを見込ませていただいたところでございます。

次に、葬祭費についてでございます。条例で1件当たり5万円を支給するというように定めております。平成20年度の被保険者見込数から約8,600件ということで見込ませていただき、算出をいたしたところでございます。

次に、県財政安定化基金拠出金についてでございますが、国・県・保険料それぞれ3分の1ずつ拠出をいたしまして、医療給付の増加等に対応するものでございますが、その拠出金の算定に当たりましては国から基準が示されておりまして、これに基づき算出をいたしたところでございます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金についてでございますが、高額な医療費につきまして、全国規模での財政運営の安定化を図るものでございまして、1件400万円を超えるレセプトを対象といたしまして、算定に当たりましては、平成18年度の老人医療費の実績を用いて算出をさせていただいたところでございます。

次に、特別高額医療費共同事業事務費拠出金についてでございますが、共同事業事務経費につきましては国保中央会の事務経費でございます。老人保健制度におけます事務費拠出金単価に後期高齢者の被保険者の見込数を乗じて算出をさせていただいております。

次に、健康診査費についてでございますが、健診受診者数につきましては、平成18年度の健診の受診者数をもとにいたしまして、平成20年度は約45,500人と見込ませていただいております。この人数に健診単価見込額を乗じたものから、本人負担金相当額を差し引かせていただいたこれを予算に計上させていただいたものでございます。

最後に、予備費についてでございますが、平成20年度は4月診療から2月診療までの11カ月分が給付の対象となります。保険料は2か年平均の11.5カ月を収納させていただくこととなります。結果として0.5カ月の余剰金が見込まれることになるわけでございますけれども0.5カ月分の保険料約5億7,300万円を予備費として計上させていただき、平成21年度の給付の財源に充てさせていただこうとするものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（山崎甚右衛門君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「平成19年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

議長（山崎甚右衛門君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎甚右衛門君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の設置に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎甚右衛門君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

議長(山崎甚右衛門君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。



( 日程第 5 )

議長 ( 山崎甚右衛門君 ) 次に、日程第 5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。その順位は一般質問通告一覧のとおりであります。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは通告第 1 号、26 番、熊谷定義君。

26 番 ( 熊谷定義君 ) いよいよ、4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始されるわけでございますけれども、これまでこの準備に当たりましては目片広域連合はじめ広域連合の皆さんが、今日まで一致協力しながら円滑な制度の準備にあたってこられましたことに対しまして、敬意を表しますとともに御礼を申し上げるところでございます。

この制度は、急速な高齢化に伴いまして、国民の医療費が非常に増大する中で、国民皆保険を堅持しながら、医療制度を将来にわたって安定的に持続可能な制度とするための医療制度改革の重要な柱と考えておりまして、制度開始に当たり円滑な運営が求められているところでございます。

ご説明がございましたが、私のほうからも 3 点につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず、1 点目は、電算システム及び広報の準備状況でございます。1 つ目の電算システムの運用は、市町の窓口も含めまして、制度運用の根幹をなす特に大事なものでございまして、今まで市町並びに国保連合会と連携をして取り組みを進められてこられたところですが、その準備状況についていかがかお伺いしたいと思います。特にこの電算システムは、初めての制度ということで、初動時のトラブルが多いと心配を懸念しておりますのでお伺いしたいと思います。

また、2 つ目の制度周知の方法でございますけれども、我が町におきましても、住民により近い立場で、地域の特性にあった広報をそれぞれいろいろな形で町の広報誌あるいはケーブルテレビ等で知らせているところでございますけれども、広域連合におきましても今日までどのような方針でいかに広報をされてきたのかということと、また、今後、制度開始後の広報をどのようにされるのか、特に国保以外の方の被用者保険の被扶養者の方が、新たに 10 月以降は保険料を納めていただくことになるわけでございますけれども、そのことについても十分な広報をなされておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

それと、2 点目でございますが、昨年 11 月の議会においても質問がございましたが、

資格証明書・短期証の交付について、生活保護家庭の方やそれ以外の方、いろいろ生活実態に応じたケースがあると思いますけれども、制度運用が必要となってくるのではないかと考えるところがございますけれども、その後の検討状況についてどうなっているのか、また保険料の減免についてはどのような方向でなさろうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

最後の3点目でございますけれども、後期高齢者の保健事業の健康診査を先ほども説明がございましたが、広域連合においても国保連合会の方で実施されるということでございますけれども、これに限らず、後期高齢者の健康の保持・増進に寄与する事業についても、高齢者の方がそれぞれの地域で元気に活動的に過ごしていただける施策として具体的な案がありましたらお知らせ願いたいと思います。以上3点について、よろしく願いいたします。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 熊谷議員の後期高齢者医療制度の施行についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の電算システム及び広報の準備状況でございます。

電算システムにつきましては、当制度運用の根幹をなす非常に重要なものでございます。

当広域連合におきましては、昨年8月に、西日本電信電話株式会社滋賀支店と契約を締結いたしまして、システム整備を進めますとともに、その回線につきましてはセキュリティが高く、県下全市町が加入し、かつ、経費軽減が図れる「おうみ自治体ネット」を利用することとしたところでございます。

現在まで、市町並びに関係機関とテストを繰り返し、準備を進めてきたところであり、今日まで特に大きな支障もなく進んできたところでございます。

また、システム初動時の対応につきましては、市町における窓口事務やシステム操作の手引書を作成いたしまして、2月と3月に市町の担当者を対象にしたシステム操作研修を実施するなど、制度の開始に向け、万全を期しているところでございます。

3月から本番システムを稼働させており、操作に精通いただいております。制度実施に向けたシステム体制は整ったものと考えております。

なお、今後とも適時、研修を実施し、適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、制度周知のための広報活動についてでございます。

広報につきましては、広域連合と市町とが連携をしながら、高齢者にわかりやすい制度

周知を基本方針といたしまして、きめ細かな取り組みを進めてまいりました。

特に、本年2月から3月を「広報集中月間」と位置づけまして、県内50万世帯へのパンフレットの全戸配布や、さらに高齢者の利用の多い病院や介護施設へのポスターやパンフレット配布など、さまざまな方法を通じまして制度の周知に取り組んできたところでございます。

また、市町におきましては、広報誌への掲載をはじめ、自治会への出前講座など、地域の特色にあった広報活動をしていただいたところでございます。

一方、国におきましては、3月に、2度にわたる政府広報の新聞折込みをはじめとした広報を、また県におきましても、広報プラスワンや新聞広告等による制度周知に努めていただいたところでございます。

また、制度開始後の周知については、制度の円滑な実施は、住民のみなさんのご理解が大変重要でありますことから、引き続き市町と連携して、きめ細かな広報を実施してまいりたいと考えております。

さらに、被用者保険の被扶養者の方の保険料の凍結措置の周知でございますが、広域連合におきましては、今年度もパンフレットによる広報等を行ってまいりましたが、来年度は、国において措置されました臨時特例基金を活用して、一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

保険料の凍結措置に係る広報は、住民にもっとも身近な市町において実施いただくことが大変効果があるとも考えておりまして、今後、市町における対応についても、お願いしてまいりたいと考えております。

なお、昨年11月には厚生労働省から各健康保険組合理事長あてに、高齢者医療に係る「凍結策」の周知についての依頼が出されているところでもあります。

2点目の、資格証明書・短期証の交付についてでございます。

短期証、資格証明書は、保険料滞納者の納付を促すための有効な手段であると考えております。後期高齢者医療制度においては、資格証明書について、特別な事情が無いのに保険料を納付いただけない方に対して交付することが法律で義務付けられております。

しかしながら、医療機関への受診機会が多いという高齢者の身体的な特性もございまして、当広域連合といたしましては、資格証明書の交付にあたっては、一律に機械的に交付するのではなく、市町と十分連携し、高齢者の生活実態を十分に把握したうえで、最終的な判断を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、まずは、市町において、保険・福祉・介護の担当部門で構成いたします調整の場を設けていただき、その中で滞納状況だけでなく、生活実態についても調査をいただきまして、その調査意見を踏まえ、さらに、広域連合におきまして、関係者などで構成します交付に係る審査の場を設けますとともに、関係者からの聴取等も行ったうえで、広域連合において判断してまいりたいというふうに考えております。

今後、市町と協議し、具体的な取り扱いに関する要綱の作成を行ってまいりたいと考えております。

また、短期証でございますが、この資格証明書の交付に至るまでに、納付相談の機会を設け、保険料の納付を促すことに有効であると考えますことから、保険料の徴収をいたします市町と十分な連携を図りながら、短期証による対応をしてみたいと考えております。

次に、保険料の減免についてでございます。本県では独自の減免として規定をいたしております、「火災等の災害にあった場合」には、その被害の程度により、最大で全額を免除することや、「世帯主の入院、死亡や失業などが原因で、急激な所得減少となり生活が立ち行かなくなった場合」等に対しては、その所得の減少割合に応じて、保険料の所得割額を最大で全額を免除する方向で考えております。減免に当たっては、実態を十分に踏まえ、迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の保健事業の具体的な取り組みについてでございます。広域連合といたしましても、高齢者の方々が元気で活動的であることは、医療費の適正化につながっていくものであることから、後期高齢者の健康の保持・増進に寄与する事業を展開していく必要があると考えております。

このため、来年度、国において、新たな制度として設けられます医療費適正化事業を活用いたしまして、後期高齢者の元気づくり事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

この医療費適正化事業は、医療費の適正化の推進や保健事業に係るモデル的な事業など、広域連合による先駆的な取り組みに対して、国が特別調整交付金による支援を行うものがございます。

当広域連合といたしましても、市町を対象に、これまで地域特性を活かして行ってきた健康づくり事業を再構築していただきながら、後期高齢者の元気づくりのモデル的な実践を通して、医療費適正化の検証を行っていく事業を考えており、今後、国との協議を

踏まえ、事業の採択に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この事業の円滑な推進を図るため、来年度、嘱託の保健師を雇用することとしたところでもございます。以上でございます。

議長（山崎甚右衛門君） 熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） 今、それぞれ説明いただいたところでだいたい了解させていただきます。さらにもう1点、当町でも3月15日に対象者の方にそれぞれの集落をまわりまして、保険証を交付させてもらったところですが、いずれにいたしましても、町民のみなさん、窓口であります市町の役場の窓口のほうに色々な相談に来られたりすると思いますので、その対応に万全を期してもらいたいと思うのですが、そこでもう1点、先ほど議案の中で一般職員14名体制ということで、対前年3名の減員ということだったんですけど、連合会の人的な配置体制は万全なのかお伺いをしたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 広域連合の来年度の体制につきましては、先ほど来、局長のほうからご答弁を申し上げましたが、事務量が、例えば広域計画であるとか、システムの当初稼動が一定終わったということを含めて体制の見直しをしたところでございます。減員をいたしましたけれども、来年度お認めをいただきます体制で広域連合としてはやっつけられるものと考えているところでございます。

議長（山崎甚右衛門君） 熊谷定義君。

26番（熊谷定義君） いずれにいたしましてもはじめての制度でございますので、十分遺漏のないようにしていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（山崎甚右衛門君） 次に、10番、谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） それでは、議長のお許しを得まして一般質問を行います。通告しております質問項目は、平成20年度予算についてと、資格証明書等の取り扱いについての2件でございます。今朝の地元の老人クラブでのあいさつで導入への制度周知と特に健康保持・増進についてお願いをしてまいったところでございます。

そこで、まず最初に、平成20年度予算編成についての質問でございます。4日後の4月1日から始まります平成20年度は、心身の特性や生活実態等を踏まえて、75歳以上の後期高齢者についての独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が発足する年度に当たります。そうした意味で昨年2月以来の周到なる準備を経て、今回初めての本格予算の編成が行われたわけでございます。そこで答弁指名は連合長にお願いをいたしましたら、

ご病気ということでございますので、予算全体を総括しての広域連合としての感想と、この後期高齢者医療制度が今後持続的に運営される見込みについてお伺いをしたいと思いません。

なお、こうした質問をさせていただきますのは、議案質疑の場においても逐一正しましたように、予算説明書が大きくくりでありまして、1,000億円の予算を審議するのに不十分を感じたためでありまして、大きな視点から広域連合として今後、構成市町に負担をかけずに自らの自由な裁量と責任で運営するご自信があるのかについてお聞かせをいただきたいと思いません。

次に、資格証明書等の取り扱いについての質問でございます。

広域連合においては、先ほどの熊谷議員の質問答弁の中でもございましたように、保険料の滞納者に対し、被保険者間の負担の公平や安定的な財政運営の確保をするとともに保険料納付の促進を図るために短期被保険者証および資格証明書が広域連合として必要なものとして発行されると伺っているわけではありますが、実際にどのような条件のもとでこうした短期被保険者証や資格者証明書の交付決定をされようとしているのか、その交付決定条件をお示しいただきたいと思いません。

また、広域連合においてはどのような組織体制で被保険者の実態を調査し、主体的な取り組みをされようとしているのかにつきましても、詳細にお聞かせ願いたいと思いません。以上でございます。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 谷畑議員の平成20年度予算及び資格証明証等の取り扱いについての2点のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の平成20年度予算についてでございます。平成20年度当初予算につきましては、後期高齢者医療制度の開始年度として最初の予算でございます。その編成に当たりましては、医療給付費をどのように見込むかはもとより審査支払手数料や葬祭費などどのように決定するか、保健事業の財源はどのように見込むか等、今日まで市町や関係機関とも十分協議を重ね、予算をまとめたところでございます。

今予算では保険給付費が総予算の98%を占めております。また、急激な医療費の給付増や未納リスクに対しましては、県が設置いたします財政安定化基金で対応するとともに、高額医療費に対しましては、80万円以上は高額医療費公費負担で、400万円以上は特別高額医療費共同事業で補填がされるなど安定運営の制度設計もなされているところでござ

ざいます。

今後、こうした制度を十分に活用しながら、安定した後期高齢者医療制度の運営に当てまいるたいというふうに考えております。今回の予算についてでございますが、広域連合としては、安定的な運営を図る予算がまずは編成することができたというふうに考えているところでございます。後期高齢者医療制度は、医療費の公平な負担のもと、将来にわたって国民皆保険制度を維持し、高齢者が安心して医療を受けられ、心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる社会を形成していくために創設された制度でございます。まずはこの制度の定着を図っていくことが何よりも重要であるというふうに考えているところでございます。

次に、広域連合としての運営についてのお尋ねでございます。後期高齢者医療制度の運営責任は広域連合が負うこととなります。制度の安定した運営には、法律施行令にもございますように、広域連合と市町がそれぞれ役割分担を担いながら、適切な運営をしていくことになっておりまして、このことから本県広域計画の中でも相互に連携をはかりながら事業を進めることを基本理念といたしまして、それぞれが行う事業を明記しているところでございます。このようなことを踏まえまして、今後、市町と一層連携を密にしながら安定した運営をはかってまいりたいと考えております。

2点目の資格証明書の取り扱いについてお答えを申し上げます。

短期被保険者証、資格証明書は保険料滞納者の納付を促すための手段であることから、法において、特に資格証明書については、特別な事情が無いのに保険料を納付いただけない方への交付が義務付けられたところでございます。

しかし、一方、医療機関への受診機会が多いという高齢者の身体的な特性もございまして、その取り扱いは、一律に機械的に交付するものではございません。市町と連携を密にし、納付状況だけでなく高齢者の生活実態を十分に把握したうえで対応してまいりたいと考えております。

また、短期被保険者証につきましては、特別な事情が無いのに保険料を納付されない場合には納付相談の機会を確保するという一方で、短期被保険者証を交付しながら収納促進を図ってまいりたいと考えております。

資格証明書の交付についての実態調査等についてでございますが、具体的には、まずは市町において、保険・福祉・介護の担当部門で構成をいただきます調整の場をまず設けていただき、その中で滞納状況だけではなく、生活実態についても調査いただきまして、そ

の調査意見を踏まえまして、さらに、広域連合で、行政の関係者などで構成します交付に係る審査の場を設けまして、関係者からの聴取等も行ったうえで、広域連合として判断をしてみたいと考えております。

なお、資格証明書の交付の具体的な取り扱いについてでございますが、今後保険料徴収を行う市町と十分に協議をしながら、その取扱要綱を定めてみたいというように考えております。よろしく願いいたします。

議長（山崎甚右衛門君） 谷畑英吾君。

10番（谷畑英吾君） ひとつお答えをいただきました。2点目の資格証明証等の取り扱いについてでございます。今ほど井上副広域連合長からこの交付決定につきまして、広域連合としての責任において判断をするということのご答弁があったかと思えます。それは広域連合として当然であると思えますが、ただその前段階で、かなり市町の事務としてかかってくる部分が多いのではないかなと今お聞きしていて感想を持ったわけでございます。

特に、この後期高齢者医療制度については保険担当において処理をしておりますが、その間福祉なり、介護なりとの間で連携を取っていくとなりますと、さらに事務の範囲が増えていくと思っておりますし、またその市町からの実態に基づいたという形で最終的に広域連合が判断をするということになりますと、実は広域連合が判断したのではなく、市町が自主的に判断をしたのではないかという形で指摘をされる可能性ということもあろうかと思えます。

ですから、その間において、実際にしっかりとした交付基準というものを定めていただきまして、その各市町において機械的にはないにしても、広域連合として主体的に判断を行えるというような形を取っていくべきだと思いますけれども、その点についての所見を伺いたいと思います。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 資格証の発行につきましては、まずそのシステムとして、徴収事務を担っておられます市町において現在の被保険者、特に該当されるであろう方の生活実態、より身近なところで把握をしていただいておりますので、そのような該当者の方の生活実態をまずいろいろと把握をしていただいて、その中で調査意見をいただいて、それで広域連合において関係者からなる審査会を設けまして、広域連合の責任において発行するという事を今考えておるところでございます。



先ほど来、今、議員からお話ございましたように、具体的な取り扱いについては、今後市町のみなさまとともに検討してまいって要綱等を定めてまいりたいと思っておりますが、今回の事務、この資格証明の発行については、あくまでも広域連合の責任においてあるということにおいて実施するものでございますが、市町の徴収事務は市町との連携も大変必要かということも考えてこのような体制を作りたいということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（山崎甚右衛門君） 次に、15番、藤澤直広君。

15番（藤澤直広君） それでは、私の方から何点かにわたって質問をさせていただきます。後期高齢者医療制度が来週の4月1日からスタートすることになり、制度開始に向けて住民のみなさんや町議会などにおいていろいろなご質問やご意見をいただいているところであります。特に、被保険者証を交付いたしましてからは、電話や窓口での問い合わせが増えておりまして、今後、保険料の仮徴収の案内が始まれば、さらに問い合わせが殺到することが予想されます。

こうしたことから、住民の皆様が心配されておられる内容等について主な点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に保険料についてですが、私どもの町では、制度開始に向けて住民の皆さんへ周知を図るため地区単位で住民説明会を開催いたしました。参加された方からの意見では特に保険料についての関心が高いように感じられました。今まで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方や国保に加入されている世帯主以外の方については、後期高齢者医療では各個人で保険料を負担しなければならず、年金からの特別徴収についての内容や、今の国保と比べて保険料が増えるのか、減るのか、また、後期高齢者の医療給付の1割を保険料で賄うしくみになっていることから、少子高齢化の進展に伴って、2年ごとの見直しで保険料の引き上げに直結するのではないかと不安の声など、高齢者の方の切実な思いをお聞きすることができたところです。

今後、少子高齢化社会が進み、医療費が増加すると、保険料が引き上げられ、高齢者の方の生活を圧迫することになりかねないと考えます。

これ以上、高齢者の方の生活を圧迫しないためにも、公費による負担を増やすようなしくみ作りを国に働きかけていく必要があるのではないかと考えますが、広域連合としてのお考えをお尋ねいたします。

次に、低所得者の方に対しての保険料の配慮についてであります。後期高齢者医療に関

する条例では、国保と同じように低所得者の方について軽減措置が設けられました。しかし、軽減については、後期高齢者の方だけの所得ではなく、世帯主および他の被保険者の所得も含めて判定されることから、子どもと同居されている世帯の場合には、世帯主が誰なのかによって異なった場合が出てきます。高齢者の医療の確保に関する法では世帯主や配偶者が連帯して保険料の納付義務があるとは承知しておりますが、個人にかかる保険料の額を決定することから、軽減の判断が本人の所得のみでできるようすべきではないかと考えますがお考えをお聞きいたします。

また、減免制度が設けられましたが、高齢者は年金だけの収入で生活される場合が多く、毎年保険料を負担することが困難で生活を圧迫されるような方もおられると思いますが、こうした方への配慮はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、後期高齢者医療制度における診療報酬についてお尋ねいたします。本年2月13日に中央社会保険医療協議会から診療報酬改定についての答申が出されました。この中で、後期高齢者医療の診療報酬が決められ、糖尿病や高血圧性疾患などの慢性疾患に対する「後期高齢者診療料」が導入されました。医学管理や検査、画像診断、処置をひとまとめにした定額払い制度として患者一人につき6,000円が支払われるもので、定額払いに対しては手抜き診療を招きかねないのではないかと指摘もあります。

また、退院後の支援や訪問看護の充実など、在宅療養重視の姿勢も打ち出されておりますが、在宅での受け入れが十分できるのかどうかなど心配の声も聞かれます。高齢者の方が安心・納得できる適切な医療給付が受けられるよう望むものです。そこで、この4月から高齢者の方が受けられる医療がどのように変わるのか、今までの診療報酬と大きく変わる点について明らかにしていただきたいと思っております。

あわせて、そうした内容について広く周知を図っていく必要があると考えますが、広域連合としてお考えをお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いたします。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 藤澤議員の後期高齢者医療制度の施行についての3点のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の保険料についてでございます。この後期高齢者医療制度は、少子高齢化が伸展していきます中、国民皆保険を堅持するため、その負担を国民みんなで支えあう制度として構築されたものでございまして、5割の公費負担、現役世代からの支援が4割、被保険者から1割の保険料で費用を負担する制度となっているところであり、今後医療費の

増加により、それぞれの負担は増えていくことにはなりますが、持続可能な制度として一定の負担増はやむをえないものと考えております。

広域連合としましては、まずは、この制度を安心・安全な医療提供を持続可能なものとして運営を図ってまいることが重要であると考えておりまして、今後の医療費の増加については、新たな後期高齢者の診療報酬体系が定められたこともございまして、この影響も含め、制度の推移を見守っていく必要があると考えております。

なお、今後、この制度の運営において課題が生じてきた場合には、市町等と協議しながら、関係機関への要望等、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の低所得者の方に対する保険料の配慮についてでございます。軽減判定について、本人の所得のみで軽減判定ができるようにすべきではないかとのご意見でございますが、軽減判定については、高齢者の大半が住民税非課税者であることや、社会実態として、生計の単位が世帯単位であることから、高齢者の医療の確保に関する法律施行令によりまして、世帯単位で判定することが規定されており、当広域連合の判断で個人単位での軽減を行うことは困難であると考えております。

また、年金額が少ない方に対する配慮はどうかとのお尋ねでございますが、所得の少ない方については均等割額だけの賦課となり、さらに低所得者世帯に対しては保険料の減額措置により、均等割額を最大7割の軽減を行い、均等割額が本県では年額1万1,452円、月当たり約954円となることから、一定のご理解をいただける額であると考えているところでございます。

なお、所得割が課税されない方は、本県では全体の約65%、また、軽減対象者約5万5,000人で全体の40%となっており、また、均等割が7割軽減される方は、全体の約30%となっておるところでございます。

次に、3点目の後期高齢者医療制度における診療報酬についてでございます。

平成20年度の診療報酬改定では、後期高齢者医療の診療報酬は、後期高齢者の心身の特性を踏まえ、後期高齢者の生活の重視、尊厳に配慮し、本人及びその家族が安心・納得できる医療を提供することを基本的な視点として改定されたところでございます。

その主な変更点は、外来医療では、高齢者の心身の特性を踏まえた慢性疾患等に対する継続的な管理を評価する後期高齢者診療料が新設されました。

また、病状の急性時に実施した検査や処置に対しては別途診療報酬が算定できることとなったところでございます。

また、在宅医療では、在宅医療を担う関係者間の情報共有を評価する在宅患者連携指導料の新設や訪問看護の充実が図られたこと、入院医療では、入院の前後で継続的な診療が行われるような取組みを評価する後期高齢者外来患者緊急入院加算や退院調整加算などが新設されたところでございます。

次に、診療報酬の周知についてでございますが、今回、新たに国において創設されました医療費適正化事業費補助金を活用いたしまして、後発医薬品の使用促進等についての広報・啓発にあわせて、診療報酬の周知についても、今後、関係機関とも協議をしながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（山崎甚右衛門君） 藤澤直広君。

15番（藤澤直広君） 3点にわたり答弁をいただきました。その中で要望も含めて発言させていただきたいと思うわけですが、住民説明会をさせていただいたときに、保険料がどうなるのかということについてはある程度説明をさせていただいたところでありますが、この制度の根幹であります診療体系がどうなるのかということについては、まだ明らかになっていなかったことも含めて十分な説明をする術がございませんでした。

従いまして、この高齢者の特性に鑑み診療報酬を決めたということが、今巷で言われているような高齢者医療の後退につながるのではないかという懸念が当らないようにというのはまた難しいのかも判りませんが、診療報酬体系が変わるといふ大きな点についてまだ十分に周知を私どもとしてはできていない、できるチャンスがなかったというのが現状でありますので、ひとつはそここのところで住民の皆様を裏切らないようなことになって欲しいなという淡い期待があるわけではありますが、いずれにいたしましてもそここのところしっかりとご説明をしなければならぬということでも町も広域連合も国全体として努力すべきではないのかなというふうに思います。

あわせて保険料が、医療費の増大に伴って、一定負担が増えることもやむを得ないというように答弁だと思っておりますが、医療費の伸びがどうなるのかということについて、国全体でどのように考えていくのかということだというふうに思いますが、この制度がスタートしたことよっての、今年度ですね、20年度結果として保険料がどう推移していくのかという点。

そして、診療制度がどのように住民のみなさんに受け止められるのかという点。そして、私どもの自治体財政がこの制度の導入によって負担が増えるのか、減るのか、増大するのかという20年度の予算を見ていますと大変心配しておるわけではありますが、その点につ

いてしっかりと見ていかなければならないなというふうに思いますし、そうしたことについて広域連合はもとより私ども自治体首長も国や県などにしっかりと問題点を指摘し、要望活動をしていかなければならないなと。これは私どもの責任でもあるなとこのように思っておりますので、その点について今後とも広域連合としても十分ご意見をお聞きいただき、適切な対応をいただきますことをお願いをしたいというふうに思います。

要望のようになりましたが、もし答弁いただけるならばお願いいたします。

議長（山崎甚右衛門君） 副広域連合長。

副広域連合長（井上 正君） 1点目の診療報酬体系の件でございます。

我が国の診療報酬は政府が決めるというシステムになっておるわけございまして、ご承知のとおり、今回特に後期高齢者医療制度については、特別部会も設けて平成18年から1年間検討された結果、今回このような診療報酬改定になったというように理解をしておるところでございますが、今回の答申の中に特に後期高齢者医療制度については、実施後の状況について十分検証していくというという答申もございました。

我々としては、今回の新たな制度を国においても十分検証いただいて、この制度がきちっと後期高齢者診療報酬として後期高齢者の方の診療に適切なものとなるよう、我々としても希望するところでもございまして、我々広域連合としても今後の診療の状況について十分把握もしてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の、医療費の伸びでございます。

今、議員おっしゃいましたけれども、我々もこのところは非常にどのような今後動きを示すかということは非常に大きなポイントでございまして、市町のみなさんともども十分に把握をしながら、先ほどもご答弁申し上げましたけれども制度の運営の中で課題等があれば関係機関への要望等もしてまいりたいと考えているところであります。

議長（山崎甚右衛門君） 以上で、通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

議席にて暫時休憩いたします。

（午後3時24分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（山崎甚右衛門君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程第1、議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議事日程に追加し、追加議事日程として議題といた

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山崎甚右衛門君) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議事日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加議事日程第1)

議長(山崎甚右衛門君) 追加議事日程第1、議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第8番、中嶋武嗣君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

副広域連合長(北村又郎君) ただいま追加提出いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。議案第8号は、伊庭嘉兵衛監査委員が3月20日をもって退任されましたので、その後任として議会の議員から選任する監査委員として中嶋武嗣議員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。何卒よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長(山崎甚右衛門君) 次に、議案第8号に対する質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議第8号について、討論はございませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(山崎甚右衛門君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決しました。

第8番、中嶋武嗣君の入場を許可します。

議長(山崎甚右衛門君) 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成20年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。(午後3時28分 閉会)

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成20年3月28日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

山崎 甚右衛門

署名議員

富士谷 英正

署名議員

山田 亘宏